



パスカル清見を現地調査

とを条件に公募型プロポーザルコンペ※として募集するもの) **【論点】** 今後の手続き・条件の最終的な担保は、契約書にどのように記載するかということになる。今回は、公募型プロポーザルコンペとして募集したいと考えており、様々な企画が出てくる中に、条件をクリアする企画が出ている。

を解体する提案も想定される。どのような使い方でも、しっかりと提案していただいて、それを選考したい。

◆ **議第105号、107号、108号**  
**指定管理者の指定について**  
 (モンデウススキー場やアルコピアスキー場、国府公民館などの指定管理者を指定するもの)

◆ **【論点】** 指定期間  
 ・多くの指定管理が5年間だが、スキー場については、取り巻く社会情勢やニーズの変化、地球温暖化等の状況の中、経営を見直す期間として、指定管理者からも3年が適当であるという意見をいただいております、前回同様3年としている。

◆ **【論点】** 国府公民館は、国府



国府公民館 (右)

文化ホールの指定管理期間の終期と合わせ4年とし、次期からはグループ化する考えである。

**12月19日**  
**基盤環境委員会**

◆ **議第104号**

**高山市火災予防条例の一部を改正する条例について**

(消防法令に関する重大違反のある防火対象物の公表制度を設けるため改正しようとするもの)

◆ **【論点①】** 公表の方法  
 ・公表や削除が即時に行えることからホームページのみを考えている。

◆ **【論点②】** 関係者への周知方法  
 ・広報たかやま、ホームページ、チラシで周知を行う。

◆ **【論点③】** 違反物件に対する罰則  
 ・この制度ではホームページに掲載することのみで罰則は考えていないが、消防法違反があるものについては、従前から行政指導等を行っている。

◆ **議第106号**  
**指定管理者の指定について**

(二之宮町の分水嶺公園などの指定管理者を指定するもの)

◆ **【論点①】** 指定管理料の減額理由  
 ・草刈り等の経費をこれまでの実績に基づき、指定管理者と協議の上、減額した。

◆ **【論点②】** 施設の周知や今後の整備の考え  
 ・スキー場と合わせてホームページに掲載し、周知を図っている。今のところ、さ



分水嶺公園を現地調査

らに整備する予定はない。

◆ **議第109号**  
**町の区域の変更について**

(高山駅周辺土地区画整理事業の施行に伴い、昭和町1丁目などの町の区域の変更を行うもの)

◆ **【論点】** 地元町内会の同意  
 ・関係する7町内会すべてに説明を行い同意していただいた。なお、意見については特になかった。

**12月20日**  
**予算決算特別委員会**

P4を参照

◆ **【論点】** ※プロポーザルコンペとは  
 物品購入のように金額で判断するのではなく、対象に対する発想・解決方法等の提案を審査し、選定する方式



◆ **12月21日 本会議**  
 各委員会の委員長報告の後、採決を行いました。また、議員提出議案の意見書についても可決しました。